



各種健(検)診のお知らせ

健(検)診を受診し、自分の身体と向き合う機会にしましょう

【施設健(検)診】  
期間 6月1日(月) ~ 令和3年2月27日(土)  
※予約は12月末日まで

【集団健(検)診】  
期間 8月18日(火) ~ 11月1日(日)

【人間ドック】  
期間 6月 ~ 令和3年3月まで  
※4月に希望調査をします。

対象者 年度内に30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、68歳に達する方



5月下旬に、健(検)診に必要な次の書類を送付します。

送付される書類等	健(検)診の種類	送付対象者(令和3年3月31日までに達する年齢)
受診録兼受診券	・国保特定健診	・40~74歳の国民健康保険加入者
	・後期高齢者健診	・75、76、77歳の方 ・過去3年間で健康診査を受診している後期高齢者医療保険加入者
がん検診用受診シール(※)	・がん検診	・40歳の方 ・41歳以上で過去2年間にいずれかのがん検診を受診している方
	・乳がん、子宮頸がん検診(共通)	・40歳の方 ・令和2年度に奇数年齢になる、41歳以上で過去に受診したことがある方
	・子宮頸がん検診	・令和2年度に奇数年齢になる、19~39歳の方
検体容器	・国保特定健診 ・後期高齢者健診	(尿) 上記、国保特定健診、後期高齢者健診対象の方
	・大腸がん検診	(便) 過去2年間に大腸がん検診を受けたことがある方 ※便容器は集団検診のみ使用できます。施設検診では使用できません。
肝炎ウイルス検診問診および同意書	・肝炎ウイルス検診	・40歳の方 ・41~70歳の方のうち、今までに市の肝炎ウイルス検診を受けたことがない方
令和2年度各種健(検)診のお知らせ	各種健(検)診の受け方が詳しく掲載されています。よくお読みの上、受診してください。	

- ◎健康診査対象の19~39歳の方には、福島県から個別に案内はがきを送付されます。
- ◎がん検診対象の19~39歳の方には、後日、市から案内はがきを送付します。
- ◎上記、必要書類が届かなかった方で、健(検)診を希望される方は、健康増進課予防係までご連絡ください。

※がん検診用受診シールとは？

対象となる「がん検診」の項目に、お名前、生年月日などが印字されています。  
この1枚のシールで、**集団検診**または**施設検診**のどちらか一方を選んで受けることができます。



◎各健(検)診の問い合わせ先…  
 【特定健康診査】  
 国保年金課国保年金係  
 ☎(55) 5106  
 Fax(22) 1547  
 【後期高齢者健康診査】  
 国保年金課医療給付係  
 ☎(55) 5107  
 Fax(22) 1547  
 【がん検診・人間ドック】  
 健康増進課予防係  
 ☎(55) 5109  
 Fax(23) 1714

**内部被ばく量測定(ホルボディカウOUNTER)**

3歳以上の方を対象に、年間を通して行っています。

継続して「測る」「記録する」「知る・学ぶ」ことが重要です。対象者には、随時ご案内の通知を送付します。

**測定場所**

放射線被ばく測定センター

**測定日程**

・木曜日 定休日

・土曜日・日曜日 隔週実施

※詳細については電話予約の際、ご案内します。

**予約先**

放射線被ばく測定センター

☎(24) 8110

◎問い合わせ…

健康増進課保健係

☎(55) 5110

Fax(23) 1714



**弁護士によるB型肝炎特別措置法無料相談会**

幼少時の集団予防接種等を原因とするB型肝炎ウイルス感染者に対する国の損害賠償責任を前提とし、感染者への給付金等の支給を定めた「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」(以下「特措法」)が平成24年1月に施行されてから8年が経過しました。特措法による救済手続きは裁判所に訴訟を起こし、救済対象に該当することを「訴訟の和解」により確認する必要があります。

【相談会】

日時 5月23日(土)

午後1時30分～4時

※受け付けは午後3時まで

場所

コラッセふくしま

302A・B会議室

(福島市三河南町1番20号)

内容

集団予防接種でB型肝炎となった人とその家族を対象とした弁護士による相談会

※予約優先ですが、当日会場で申し込みも可能です。

※個人情報厳守します。

【電話相談】

日時 5月16日(土)

午前10時～正午

内容

B型肝炎特別措置法に基づく給付金支給手続きに関する相談

※相談料は無料ですが、通話料は掛かります。

◎予約・相談・問い合わせ…

全国B型肝炎訴訟新潟事務

所

☎025(223)1130

**5月31日は「世界禁煙デー」**

毎年5月31日は、世界保健機関(WHO)が定める「世界禁煙デー」です。日本では5月31日から6月6日までを「禁煙週間」としています。

「たばこをやめたいけど、やめられない」という方へ

たばこは依存性があり、自分の意志でやめることは難しいものです。そんな時は、自分ひとりで頑張ろうとせず、まわりの力を借りることも必要かもしれません。医療機関に相談してみることもひとつの方法です。

この禁煙週間に、福島県ホームページ内の「福島県禁煙外来情報」サイトをご覧ください。

URL : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045a/kinengairai.html>

◎問い合わせ…健康増進課予防係

☎(55)5109 Fax(23)1714



**がんばろう二本松！  
まけるな地球！！！！**



Love & Peace 岳温泉マウントイン

☎0243-24-5234



### 肢体不自由者来所相談会

日時 5月29日(金)

受付時間

午前10時45分～正午

場所 県庁北庁舎1階

福島県身体障がい者総合福祉センター

(福島市杉妻町2番16号)

相談内容

補装具(義肢、装具、車いす等)の購入・修理、医療、その他更生に関する相談。  
※身体障害者手帳をお持ちの方は持参してください。

相談料 無料

申込期限 5月22日(金)

申込方法

事前に電話等でお申し込みください。

◎問い合わせ…

福祉課障がい福祉係

☎(55)5113

Fax(22)1547

または各支所地域振興課

市民福祉係

戦没者等の遺族に対する  
第11回特別弔慰金の請求  
を受け付けています



支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

支給対象者

令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法」による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。  
戦没者等の死亡当時のご遺族で  
(1)令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方  
(2)戦没者等の子  
(3)戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。  
(4)右記(1)～(3)以外の戦没者等の3親等以内の親族(甥、姪等)

要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

(4)右記(1)～(3)以外の戦没者等の3親等以内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

請求期限

令和5年3月31日

※期限を過ぎると第11回特別弔慰金を受けることができません。ご注意ください。

◎問い合わせ・請求窓口…

福祉課地域福祉係

☎(24)5063

Fax(22)1547

または各支所地域振興課市民福祉係



自動車税・軽自動車税の納期限は6月1日です

自動車税・軽自動車税は、

毎年4月1日現在の自動車の所有者(または使用者)に課税されます。

期限内に忘れずに納めましょう。

令和2年度の納期限

6月1日(月)

※金融機関のほか、コンビニエンスストア等でも納めることができます。

◎問い合わせ…

自動車税について

県北地方振興局県税部

☎024(521)2702

Fax024(521)2854

軽自動車税について

税務課市民税係

☎(55)5085

Fax(22)0790

または各支所地域振興課地域振興係

地域振興係

## やすらぎの丘 二本松斎場



全日本葬祭業協同組合連合会加盟

丸又ふれあい会 会員募集中

葬儀のすべてのご相談・ご用命は

# 丸又葬儀社

有限会社 本店/〒964-0917 福島県二本松市本町2丁目99-2 ☎0243-22-5598  
二本松斎場/〒964-0875 福島県二本松市槻木257-5

フリーダイヤル **0120-03-5598**



# 家庭への 支援

## ひとり親



## 経済的支援

### 児童扶養手当

ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため手当を支給します。

**受給資格** 次のいずれかにあてはまる18歳に達する日以降最初の3月31日までの間にある児童(心身障がい児は20歳未満)を育てている父母または養育者(所得制限があります)

- ・父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・心身に重い障がいのある父または母をもつ児童 など

※公的年金の受給など、状況により手当が減額になる場合や手当を受けられない場合あり。  
※手当を受けるには申請が必要。

### 手当額

- ・月 額 43,160円
- ・第2子加算 10,190円
- ・第3子加算 6,110円

※本人や同居家族の所得によって、手当の減額や手当が支給されない場合あり。

### 母子父子寡婦福祉資金貸付金

経済的な自立や児童の修学などに必要な資金を借りることができます。福島県の母子・父子自立支援員が資金の借り入れや償還の相談に応じます。貸し付けの種類には、修学資金、生活資金、就学支度資金など12種類があります。

### ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の生活の安定と自立を助けるため、医療費の一部を助成します。

**受給資格** 次の全てに該当する方が対象となります。

- ・18歳未満の児童を養育している母子家庭の母または父子家庭の父とその児童および、父母のいない18歳未満の児童(子ども医療費制度を利用できる児童は同制度が優先)
  - ・国民健康保険または社会保険に加入している方
  - ・二本松市に住所がある方
  - ・前年(1月～10月1日までの申請については前々年)の所得が児童扶養手当を支給される場合の所得制限額以下である方
- ※助成を受けるには、事前の登録申請と、月毎・医療機関毎に助成申請書を市役所に提出する必要あり。

## 就労への支援

※就労への支援は、所得制限あり。  
※受講前に事前相談が必要。

### 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の父母が就職に有利になるよう、介護職員初任者研修や医療事務等厚生労働大臣の指定する「指定教育訓練講座」(詳しくは、ハローワークの「教育訓練給付制度」のホームページをご覧ください。)を受講し、修了した場合に、受講費用の一部を助成します。

### 高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の父母の生活の安定を図るため、看護師、准看護師、介護福祉士等の資格取得のため養成機関で修業する場合に、一定期間の生活の安定を図るための費用を給付します。

### 高等学校卒業程度認定試験(高卒認定試験)合格支援給付金

ひとり親家庭の親または子が高卒認定試験合格のための講座を受講し、講座を修了したときおよび試験に合格したときに、受講費用の一部を給付します。

◎問い合わせ…子育て支援課子ども家庭係 ☎ (55) 5094 Fax (22) 1547

### ロープウェイで残雪の残る安達太良山へ《あだたら山ロープウェイ》



- ◆ 営業期間 令和2年4月18日(出)～11月8日(回)まで毎日運行
- ◆ 営業時間 8時30分～16時30分 (上り最終15:50/下り最終16:20)
- ◆ 料 金 片道 大人1,050円・小人 800円 往復 大人1,750円・小人1,350円

二本松市奥岳温泉  
あだたら高原リゾート

TEL 0243-24-2141  
http://www.adatara-resort.com

### 絶景の露天風呂



#### 《あだたら山奥岳の湯》

- 営業時間 10時～20時(4月18日～11月8日)  
※上記期間以外は18時まで  
※メンテナンスによる休業日あり
- 料 金 大人 650円 小人 450円